

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正理由

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第12条の規定による特定建築物定期調査、建築設備定期検査及び防火設備定期検査については、それぞれの調査等の項目や方法等を定める特定建築物定期調査告示^{※1}、建築設備定期検査告示^{※2}及び防火設備定期検査告示^{※3}に基づき実施されていますが、令和6年6月及び令和7年1月にこれらの告示について、以下の2点を含む改正が行われました。

- ① 特定建築物定期調査及び建築設備定期検査で項目が重複していた「換気設備」、「排煙設備（可動式防煙壁を含む。）」及び「非常用の照明装置」の作動の状況の確認等については建築設備定期検査のみで実施すること。
- ② 特定建築物定期調査で実施している「常閉防火扉」の運動エネルギー等、劣化及び損傷、作動、物品の放置並びに固定の状況については、調査等の効率化の観点から防火設備定期検査で実施するとともに、検査の対象となる常閉防火扉を各階の主要なものに限定し、報告の時期についてもおおむね1年から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期とすること。

現在、千葉県は「換気設備」、「排煙設備（可動式防煙壁（機械排煙設備による区画に設けられたものを除く。）に限る。）」、「非常用の照明装置（バッテリー別置型のものを除く。）」及び「常閉防火扉」のいずれにおいても特定建築物定期調査で報告を求めているため、告示の改正後は、これらが調査等の項目から外れ報告の対象外となる状況が生じること等から、千葉県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）を改正し、所要の措置を講ずることとします。

※1 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）

※2 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号）

※3 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）

2 改正内容

（1）特定建築物定期調査関係

特定建築物調査告示の改正により調査・報告の対象外となる一部の調査項目等を付加することとする。

(2) 防火設備定期検査関係

防火設備定期検査報告の対象に、細則第12条第1項各号に掲げる建築物に設けた常閉防火扉で各階の主要なものを加える。

(3) 常閉防火扉の検査周期関係

特定建築物定期調査と同様の時期とする。

(4) その他所要の規定整備

3 施行期日（予定）

令和7年7月1日